平成２３年（フ）第１７号
三重県桑名市大字西別所634番地　希望荘３号
債務者　後藤　弥生（旧姓黒宮）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
三重県四日市市浜一色町16番17号
債務者　床鍋　智也
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
三重県四日市市富田４丁目６番18号
債務者　田中　　正
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
三重県四日市市西伊倉町４番３号　第二やはた荘ホ号
債務者　石原　政直
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
兵庫県川西市萩原２丁目14―14　コーポサラーム105号室、住民票上の住所大阪府豊能郡能勢町平通42番地の35
債務者　島田佳津子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１１０２号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目15番１号　大井文化102号、前住所兵庫県尼崎市次屋１丁目７番38号　グリーンハイツ次屋101号
債務者　松本ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０号
鳥取県鳥取市青谷町蔵内303番地
債務者　横川　　泉
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
鳥取県鳥取市幸町142番地12、旧住所鳥取県鳥取市岩倉380番地30
債務者　大下　愛子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
鳥取県岩美郡岩美町大字田後26番地４、旧住所広島県福山市南蔵王町６丁目14番12―206号
債務者　山本　優子（旧姓網師野）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９号
鳥取県鳥取市国安83番地５
債務者　西村　由美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２７号
鳥取県米子市河岡291番地29
債務者　岡野　貫二
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３９２号
山口県下関市彦島杉田町１丁目１番50号、前住所山口県下関市川中豊町４丁目１番Ａ―210号
債務者　倉重　康雄
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
山口県下関市松屋本町１丁目３番28号
債務者　澄川　隆史
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３７６号
徳島市籠屋町１丁目20番地の１　籠屋町アビタシオン1305号
債務者　谷口富志子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
徳島県三好市池田町漆川カゲ2358番地
債務者　田邨　利光
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４９号
徳島県美馬市脇町大字脇町1227番地５
債務者　鎌田　公安
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４９０号
福岡県久留米市津福本町936番地１
債務者　貞元　　康
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部